

平成 30 年 8 月 17 日

【照会先】

奈良県後期高齢者医療広域連合 事業課

(電話) 0744-29-8430

報道発表資料

奈良県後期高齢者医療制度の保険料賦課誤りについて

このたび奈良県後期高齢者医療制度の保険料賦課について、下記のとおり一部の被保険者の方に対して誤った保険料額の算定を行っていたことが判明しました。

保険料額の算定を誤ってしまった被保険者の皆様および関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このような誤りが起こることがないように、再発防止に取り組み、より適正な事務処理を行ってまいります。

記

1. 事案の概要

奈良県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）の電算処理システムによる平成 29 年度および平成 30 年度の保険料賦課において、算定に用いる所得情報に誤りがあり、保険料賦課が正しく行われていないことが判明しました。

一部の市町において、平成 28 年 1 月 1 日以後、分離申告課税の上場株式等に係る配当所得等があり、かつ、上場株式等の売却等で損失があった一部の被保険者について、その所得を正しく反映できていなかったものです。

2. 影響額

表 1 賦課誤りの人数および差額

年度	対象人数	保険料差額
29	18 人	△245,900 円
30	23 人	△942,300 円
合計	41 人	△1,188,200 円

3. 誤りの原因

平成 29 年度からの税制改正により、分離課税の対象である「株式等に係る譲渡所得等」について平成 28 年 1 月 1 日以後、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等（「一般株式等」）に係る譲渡所得等に区分され、上場株式等の売却等により損失が生じた場合には、「上場株式等に係る配当所得等」の金額と損益通算（※1）できることとなりました。

今回、香芝市、葛城市、田原本町（※2）、広陵町において、国税からの所得データを取り込む市町村の電算システムで、「上場株式等の譲渡所得等」として区分されるべきところを誤って「一般株式等に係る譲渡所得等」として区分されてしまい、損益通算をしないまま所得を計算していました。

これは、税制改正に伴い見直しをしたシステム仕様の確認や検証が不十分であったことによるものです。

このため、「上場株式等に係る配当所得等」があり、かつ、上場株式等の売却で損失があった被保険者について、本来より高く保険料賦課することとなりました。

※1 損益通算：2種以上の所得があり、例えば1つの所得が黒字、他が赤字といった場合には、その各所得の黒字と赤字とを一定の順序に従って、差し引き計算すること。ただし、「一般株式等」に係る譲渡所得等の損失については、「上場株式等に係る配当所得等」と損益通算できません。

※2 田原本町は平成30年度のみです。

※3 この事案の誤りは広域連合保険料のみ影響し、上記4市町の住民税や国保税（料）などには影響しないことを確認しています。

※4 上記4市町以外の市町村は正しく処理されています。

4. 今後の対応

対象となる被保険者の方にご迷惑をおかけしたことをお詫びし、正しい保険料情報を4市町から通知します。また、平成29年度保険料については過大となっているため、速やかに還付し、平成30年度保険料については、納期限未到達の納付予定金額の減額調整を行います。

※被保険者からの申し出は不要です。

5. 再発防止策について

今後は、制度改正時のシステム改修においては、テストデータ等に基づくチェックを徹底するとともに、保険料算定の基礎数値を市町村において責任を持って十分に確認した上で、市町村から広域連合に報告するように、広域連合から市町村へ徹底します。

以上